

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
1-1	対象事業所	支援金の対象となるのは、どのような事業所か。	支援金の対象となる事業所は、北九州市内にあり、北九州市から指定・認可等を受けている、又は北九州市に届出を行っている事業所です。
1-2	対象事業所	法人の事務所は北九州市にあるが、 市外にある事業所 も併せて申請することができるか。	申請の対象となるのは、北九州市内にある事業所です。 北九州市外にある事業所は対象外 です。
1-3	対象事業所	令和5年12月1日 に新規で指定を受けた事業所は、支援金の対象となるか。	支援金の対象 となります。
1-4	対象事業所	令和5年12月2日以降 に新規で指定を受けた事業所は支援金の対象となるか。	支援金の対象外 となります。
1-5	対象事業所	現在、 事業所を休止している が、支援金の対象となるか。	休止中の事業者は、支援金の対象外 となります。
1-6	対象事業所	令和6年3月末で廃止 予定の事業所だが、対象となるか。	本支援金は事業継続を目的としたものであるため、令和5年12月1日から令和6年3月31日までに 休止又は廃止する事業所は、支援金の対象外 となります。
1-7	対象事業所	現在は運営を再開しているが、令和5年12月1日時点では事業所を休止していた。支援金の対象となるか。	基準となる令和5年12月1日に事業所を休止していた場合は、その後再開しても支援金の対象外です。

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
1-8	対象事業所	同じ事業所の中で、介護サービスと併せて障害福祉サービスを実施しているが、介護分と障害分それぞれ対象となるか。	介護サービスと障害福祉サービスの指定等を併せて受けている場合は、 介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては申請できません。
1-9	対象事業所	複数のサービス（（例）児童発達支援と放課後等デイサービスなど）において、定員を通じて定めている場合は、それぞれの定員について対象となるか。	複数の障害福祉サービスを通じて定員を定めている事業所は、 いずれか一つのサービスの事業所として申請してください。 それぞれのサービスごとに申請することはできません。 （例）「児童発達支援と放課後等デイサービスで通じて10人」としている場合は、「児童発達支援10人」で申請してください。「児童発達支援10人かつ放課後等デイサービス10人」という申請はできません。ただし、単位分けしている場合は、それぞれ対象となります。
1-10	対象事業所	「入所系」と「通所系」の両方のサービスを実施しているが、それぞれ対象となるか。	同一事業所内で、「入所系」、「通所系」及び「訪問系」のサービスを複数実施している事業所は、それぞれ対象となります。
1-11	対象事業所	「共同生活援助」は、定員が住居ごとにあるが、それぞれの定員について対象となるか。	「共同生活援助」は、 各住居ごとの定員の合計で申請してください。 サテライト型住居がある場合はその定員を含んだ数で申請してください。
1-12	対象事業所	「空床利用型」の「短期入所」は申請できるか。	「短期入所」の運営形態が 「空床利用型」の場合は申請できません。
1-13	対象事業所	設備を共有して「障害児入所施設」と「療養介護」を実施しているが、それぞれの定員について対象となるか。	「障害児入所施設」と設備を共有する「療養介護」は、 「障害児入所施設」として申請してください。 療養介護として申請することはできません。

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
1-14	対象事業所	「就労継続支援B型」の事業所で、従たる事業所がある場合は、それぞれの定員について対象となるか。	「生活介護」、「自立訓練」、「就労継続支援A型」及び「就労継続支援B型」の事業所で、 従たる事業所がある場合は、その定員を含んだ数で申請 してください。
1-15	対象事業所	「児童発達支援(児童発達支援センターを含む)」又は「放課後等デイサービス」を実施し、併せて「保育所等訪問支援」を行っている場合は、それぞれ対象となるか。	「児童発達支援(児童発達支援センターを含む)」又は「放課後等デイサービス」の事業所が、「保育所等訪問支援」を行っている場合は、 「通所系事業所」又は「訪問系事業所」のどちらかの区分で申請 してください。両方の区分でそれぞれ申請することはできません。
1-16	対象事業所	「小規模共同作業所」の定員の考え方は。	「小規模共同作業所」は、定員の定めがないため、北九州市障害者小規模共同作業所補助金交付要綱に基づく補助金申請時(令和5年4月1日時点)の申請人数で申請してください。
1-17	対象事業所	「就労定着支援」のサービスを実施しているが、申請内容内訳書のサービスに記載がない。どのように申請すればよいか。	「就労定着支援」の事業所は、「生活介護」、「自立訓練」、「就労移行」、「就労継続支援A型」又は「就労継続支援B型」を利用して就労の継続を図るものであるため、 「就労定着支援」のサービス種別を申請することはできません。

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
1-18	対象事業所	「訪問系」のサービスを複数実施しているが、それぞれのサービスについて対象となるか。	<p>「訪問系事業所」は、同一敷地内（同一住所）の場合、運営しているサービス種別（介護サービスを含む）の数に関わらず、1つの事業所として申請してください。それぞれのサービス種別ごとに申請することはできません。</p> <p>（例1）同一敷地内（同一住所）で、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」を行っている場合は、「居宅介護」として申請してください。</p> <p>（例2）同一敷地内（同一住所）で、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」、「障害児相談支援」を行っている場合は、「計画相談支援」として申請してください。</p> <p>（例3）同一敷地内（同一住所）で、介護サービスの「訪問介護」と障害福祉サービスの「居宅介護」を行っている場合は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては、申請できません。</p> <p>（例4）同一敷地内（同一住所）で、介護サービスの「居宅介護支援」と障害福祉サービスの「計画相談支援」を行っている場合は、介護サービス事業所として申請してください。障害福祉サービス事業所としては、申請できません。</p>
1-19	対象事業所	共生型 障害福祉サービスを実施しているが、介護分と障害分、それぞれ対象となるか。	共生型障害福祉サービス等（「共生型短期入所」、「共生型生活介護」、「共生型自立訓練（生活訓練）」及び「共生型放課後等デイサービス」）を実施している事業所は、 介護サービス事業所として申請 してください。 障害福祉サービス事業所としては、申請できません。
1-20	対象事業所	「補装具（販売、貸付、修理）」及び「日常生活用具給付」の対象となる事業所の考え方は。	<p>「補装具（販売、貸付、修理）」及び「日常生活用具給付」は、北九州市と補装具費代理受領契約又は日常生活用具給付等事業委託契約を締結し、かつ、契約法人等の所在地が北九州市内にある事業所が申請することができます。</p> <p>また、介護サービスの登録を受けている場合は、介護サービス事業所として申請してください。</p>

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
2-1	支援額	定員を変更した場合は、変更後の定員数で支給されるのか。	令和5年12月1日時点で届出している定員で算定した支援金の給付となります。
2-2	支援額	昨年と異なり、単価の種類が増えた理由は。	電気（高圧）とガス（都市ガス）については、本支援金以外の補助等を考慮し、上乘せの補助を行うため、単価の種類が増えています。
2-3	支援額	通所系①と通所系②で単価が異なる理由は。	通所系②では、食料費への影響が少ないものと整理したため、単価が異なります。
2-4	支援額	訪問系の事業所に電気（高圧）の区分がない理由はなにか。	訪問系の事業所は、電気使用量は一般家庭と同等であるとみなし、上乘せ支援は行いませんので、電気（高圧）の区分は設定しません。
3-1	申請方法	郵送方法の指定はあるか。書留で送らないとだめか。	普通郵便などの郵送方法の指定はありません。到着したことを確認したい場合は、書留郵便など適切な方法を選択してください。大量の申請を受けるため、申請書が届いたかどうかの問い合わせには対応できません。
3-2	申請方法	申請した内容の控えなどを残しておいた方がよいか。	申請書の内容について、問い合わせを行うことがあります。問い合わせに対応するため、申請書類一式の写しを取っておくことをお勧めします。
3-3	申請方法	申請内容に誤りがあった場合はどうしたらよいか。	提出先に連絡し、相談してください。その上で、再提出等の指示に従ってください。
3-4	申請方法	事業所番号がない事業所は、事業所番号欄に何を入力するのか。	事業所番号欄は空欄のまま、提出してください。

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
3-5	申請方法	高圧電力とはなにか。	本支援金では、高圧電力とは契約電力が「50kw以上」、または供給電圧が「6,000V以上」の電力のことを指します。事業所の契約内容を確認してください。
3-6	申請方式	電気契約の内容が分からない。確認するにはどうしたらよいか。	電気契約の内容を確認するには、次の方法があります。 ①電気料金の明細書をご覧ください。契約電力や電圧、プラン名などが記載されています。 ②電力会社のホームページ等のマイページから契約内容や料金の詳細が確認できます。 ③電力会社のカスタマーセンターに問い合わせてください。
3-7	申請方法	電気の契約が「高圧電力」ではないが、請求書等の写しは必要か。	高圧電力でない場合は、請求書等の写しは必要ありません。高圧電力の契約を行っている場合のみ、請求書等の写しを提出してください。
3-8	申請方法	LPガスを利用する事業所の場合でも、請求書等の写しは必要か。	LPガスの場合は、請求書等の写しは必要ありません。都市ガスを利用している場合のみ、請求書等の写しを提出してください。
3-9	申請方法	高圧電力や都市ガスを法人で一括して契約している場合、添付資料をどのようにしたらよいか。	高圧電力や都市ガスの契約に含まれている事業所等は、高圧電力、都市ガスの区分として支援を行います。添付資料は事業所毎に準備をお願いしますので、事業所毎の台帳に必要な資料をそれぞれ添付してください。
3-10	申請方法	本体事業所と従たる事業所、または共同生活援助の各住居やサテライト型住居等の電気（ガス）の契約内容が異なる場合の申請はどうしたらよいか。	本体事業所と従たる事業所、または共同生活援助の各住居やサテライト型住居等の電気（ガス）の契約内容が異なる場合は、別々の事業所として申請してください。
4-1	記入方法	申請書の中で、色がついていない部分をクリックしても選択できない。どうしたらよいか。	着色している箇所以外は入力不要です。白色の箇所は、着色箇所を入力又は選択すると自動で表示されるようになっています。

申請にあたってのQ & A 【障害】

【令和6年2月1日時点】

番号	質問区分	質問内容	回 答
4-2	記入方法	決定通知の送付を法人所在地ではなく、事業所の住所に送ってほしいが可能か。	決定通知の送付先は、申請書の申請者住所（決定通知の送付先）の欄に記入いただいた住所に送付しますので、送付してほしい住所を記入してください。
4-3	記入方法	令和5年度1回目の支援金と同じ銀行口座に振り込んで欲しい。	申請書の「3 振込口座情報」で、1に○印をつけてください。
4-4	記入方法	令和5年度1回目の支援金と違う銀行口座に振り込んで欲しい。	申請書の「3 振込口座情報」で、2に○印をつけて、金融機関の口座情報を記入してください。金融機関の通帳等の写しを提出してください。
4-5	記入方法	入所施設（電力契約：高圧）に併設する居宅介護事業所だが、申請内容内訳書は、どう記入したらよいか。	訪問系の事業所は、電気の区分はありません。内訳書では、「-」を選択してください。
4-6 New	記入方法	令和5年度1回目から電気やガスの契約内容に変更がない場合も、請求書などの提出が必要か。	前回（令和5年度1回目）から、電気、ガスの契約内容に変更がない場合は、請求書等の資料を提出する必要はありません。申請内容内訳書の一番右の欄で、「電気・ガスともに変更なし」を選択してください。
4-7 New	記入方法	令和5年度1回目から電気（又はガス）の契約を変更したが、請求書などの提出が必要か。	次のように契約内容に変更があった場合は、請求書等を提出してください。 ①電気を「低圧電力」から「高圧電力」に変更した。 ②ガスを「都市ガス以外（LPガス）」から「都市ガス」に変更した。 ③契約種別は変わらないが、契約会社を変更した（西部ガス→九電ガスなど）。
5-1	その他	支援金の実績報告は必要か。	本支援金は、用途を指定した補助金ではないため、実績報告を行う必要はありません。